

「多文化防災リーダー育成・活動支援業務」委託に係る質問・回答

No.	質問	回答
1	【実施要領 2(1)事業目的と概要、仕様書 2(1)広報および希望者の募集】 募集するリーダー人材について、留学生の所属する大学、地域のコミュニティ等は神戸市に限定されますでしょうか？ また、居住地につきましても神戸市限定等条件はございますでしょうか。	神戸市内の大学やコミュニティに所属している学生を想定しておりますが、市外の大学に通う神戸市在住の学生などの場合は、個別に判断します。 また、居住地についても、神戸市にお住まいである方を想定しておりますが、個別に判断し、認める場合があります。
2	【実施要領 P. 4 及び仕様書 P. 2】 〈多文化防災リーダーの活動の企画・実施にかかる支援〉 ・具体的な実施内容・方法・規模・スケジュール・目標を記載すること。 ・多文化防災リーダーが自ら企画・実施する場合の実現化に向けた具体的な支援の手法等を記載すること。 →上記文は実施要領 P. 4 に記載がありますが、仕様書を見るとこの部分については「多文化防災リーダーが自ら企画・実施する場合の実現化に向けた伴走支援」が受託者の活動の主であると読み取れるかと思います。この場合、要領に記載のある「具体的な実施内容・方法・規模・スケジュール・目標を記載すること。」は、リーダーがどのような企画を提案するか不明な現時点においてどのような実施内容・方法・規模・スケジュールを記載すればいいのでしょうか。	ご認識のとおり、受託者が実施すべきことは「多文化防災リーダーが自ら企画・実施する場合の実現化に向けた伴走支援」です。ここでいう、伴走支援とは、リーダーたちの企画立案段階から関わり、企画の具体化・実現化に向けて必要な支援を行うことを指しています。よって、受託者が行う伴走支援の実施内容・方法・規模・スケジュールを記載してください。

3	【仕様書 P. 2】 本契約終了時まで、育成した人材自らが多文化防災チームを編成し、主体的かつ持続的に活動していると認められるチームが2つできることを目標とする。 →2チームに最低何名ずつ残ることが望ましいとお考えでしょうか。また、リーダーたちが自主企画した活動を通して新たに外国人の方が同活動に参加された際、新たに防災チームに加わってほしい人材が見つかった際はリーダー以外の方がチームに加わることも問題ないでしょうか。	最低何名ずつという数値は定めていません。 また、新たに防災チームに加わってほしい人材が見つかった際に、リーダー以外の方がチームに加わることは問題ありません。
4	【仕様書 P. 2】 委託者と連携し、地域団体、外国人支援団体、NPO、学校等に対し、自ら足を運び、ヒアリング等を行う →委託者と連携するとありますが、契約期間内に何件ほどヒアリングを想定していらっしゃいますか。	具体的に何件という数値は定めていません。 受託者が日常的に例示したような団体とつながりがあり、ニーズを熟知していれば数件程度で構いませんし、そういったつながりがあまりないのであれば、10件を超えることもあると考えています。
5	【仕様書 P. 2】 地域住民と接する機会（意見交換・ヒアリングや地域の防災訓練の見学等）を設けること。 →こちらは市内であればどのエリアの地域住民の方でもいいでしょうか。また地域の防災訓練の開催時期や開催情報については神戸市地域協働局にもお伺い・ご相談することは可能でしょうか。	市内であれば、エリアは問いません。 また、地域の防災訓練の開催時期や開催情報については、当課までご相談いただいて結構です。
6	希望者がいれば日本人も多文化防災リーダーになれるか。（留学生と一緒に活動する日本人学生等）	ご認識のとおり、日本人でも多文化防災リーダーになることが可能です。
7	多文化防災リーダーへの実費弁償としての交通費、活動に対する	可能です。また、金額に対する指定はありません。

	報酬の支払いは可能か。 また、その金額に指定はあるか。	
8	委託業務完了後の業務報告書及び精算書類の提出期限はいつか。	業務報告書の提出締め切りは、業務仕様書「5. 業務報告」に記載のとおり4月10日です。 また、本業務では概算払による委託料支払いは予定していないため、精算書類の提出は不要です。
9	希望者募集時、5名以上などチーム単位の応募も可として良いか。 (質問の意図) 次年度の活動支援として補助金や助成金などをもって自走することを想定している場合、補助金等の申請は団体単位での申込であることが多いため	チーム全員が多文化防災リーダーとしての認定を希望する場合は、申し込んでいただいても構いません。
10	業者への業務の一部の再委託や、外部発注は可能か。 例えば、防災バスツアー（三木市の兵庫県防災センター）の企画運営を外部発注するなど。	基本的に再委託・外部発注は想定しておりませんが、再委託の必要がある場合は、本市委託契約約款第2条に記載のとおり、事前に委託者の承認を得た上で、委託業務の一部分を再委託することができます。委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできません。